

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第105号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条保健医療課の項第19号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同項第20号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条保健センターの款健康づくり推進課の項第26号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、「精神障害者」の右に「及び同法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者」という。）」を加え、同項第27号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、「精神障害者」の右に「及び難病患者」を加え、同項第28号及び第29号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同項第30号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、「精神障害者」の右に「及び難病患者」を加える。

第8条中「保健福祉局保健衛生担当局長」を「保健福祉局保健医療・介護担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)